

令和 8 年度寒河江市スポーツ大会等出場激励金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市のスポーツの競技力向上を図るため、国際大会、全国大会に出場する選手、監督、コーチ等に対し、予算の範囲内で激励金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者及び交付回数の制限)

第 2 条 激励金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有する者。ただし、県外の学校に在籍する中学生、高校生及び大学生等の場合は、本市出身で市内に帰省地を有する者
 - (2) 本県（本国）を代表し全国大会以上の大会に出場する者、または山形県スポーツタレント発掘事業において選考された者。この場合において、大会に出場する者の監督、コーチ及びマネージャーを含む。ただし、社会人の大会に出場する場合は、選手のみとする。
- 2 教職員については、本人が選手である場合のみ交付対象とする。
- 3 激励金の交付回数は、次の各号のとおりとする。
- (1) 陸上や水泳等の大会において、標準記録を突破することにより出場できる大会においては、大会の種類に限らず年 2 回までとする。
 - (2) 山形県スポーツタレント発掘事業において選考された者への交付は、小学生時に 1 回、中学生時に 1 回のみとする。

(対象大会及び激励金の交付金額)

第 3 条 激励金の交付対象は、原則として公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体が主催若しくは共催する大会又は市長が特に認めた大会とし、交付金額は別表のとおりとする。ただし、次の各号に該当する場合は交付の対象としないものとする。

- (1) レクリエーション競技等の大会
 - (2) 企業内や流派内の大会、年齢や職種等により参加対象者が限定されている大会
 - (3) 中学校体育連盟、スポーツ少年団が主催する大会等で、他の市補助金の交付を受けて出場する場合
- (激励金交付申請書)

第4条 激励金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に必要書類を添え、大会開催日前までに市長に申請しなければならない。

(出場結果報告)

第5条 激励金の交付を受けた者は、大会出場結果報告書（様式第2号）に必要書類を添え、大会終了後1カ月以内に市長に報告しなければならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

1 対象大会等及び交付金額

区 分	大 会 名	交 付 金 額	
		個 人	団 体
国際大会	オリンピック	別に定める	別に定める
	世界選手権、 アジア競技大会等	100,000円	
全国大会	国民スポーツ大会 全日本選手権大会等	10,000円	50,000円
山形県 スポーツ タレント 発掘事業		10,000円	

※交付対象が、5名以上いる場合は、原則団体として扱う。